

平成29年度 県との意見交換会への意見集約分

老人福祉全般

「福祉人材確保対策について」

- (1) 介護職員を含む福祉人材の確保、定着、育成にかかる方策について、「福祉人材確保計画」を策定し、積極的かつ継続的に取り組めるようなしくみを構築していただきたい。
- (2) 福祉への関心を高めるためには、義務教育期の福祉教育が必要です。福祉分野と教育分野との連携による、若い世代の社会福祉意識の醸成に御配慮、御支援をいただきたい。
- (3) 県主催のイベント等については、積極的に協力させていただきたいと考えています。企画立案や参加者募集を行う場合は、本会としての協力体制を整え、イベントを盛り立てるためにも、現場の状況や職員の声を反映させた内容とするとともに、十分な周知・募集期間を確保されるようお願いいたします。

「福祉サービスの質の担保について」

介護保険関連施設が受審している第三者評価事業の受審料の補助制度を創設するとともにサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等にも外部評価のしくみを導入し、利用者が安心してサービスを選択できる基盤整備を図っていただきたい。

養護老人ホーム

「養護老人ホームについて」

高齢人口の増加が続いているにもかかわらず、県内施設において定員割れの実態があることに対して、養護老人ホームのあり方を含めた見解と、将来的な見通し・対応策を示していただきたい。

「措置費について」

- (1) 措置費の改善を市町に要望をして働きかけてきたが、全くその動きが見られません。一般財源化され、権限が市町に移譲されているとはいえ、県や国から、現状現場に即した措置額のモデルを作成していただきたい。
- (2) 措置に関する基準等については、市町の判断という理由は理解できるが、市町が適切に行っていただけない場合が多く、結局要望を聞いてもらえない状況であり、県も参加して施設と市町の意見交換会等を開催していただきたい。

「入所者負担金について」

現在、入所者の所得に応じて、入所者負担金が課せられているが、個室であっても二人部屋であっても同額の負担金となっており生活環境上の大きな不公平が続いている。二人部屋入所者には軽減の措置をお願いしたい。

「職員配置基準について」

養護の職員配置基準では、主任支援員は常勤専従で、外部サービス利用型特定施設や、訪問介護事業所との兼務ができないことになっているが、実態としては養護は特養化し、介護職員の感染症等の欠員など急な対応で介護に入ることもあるが、主任支援員が実際にプランに基づいて介護に入っても、介護保険請求はできないことになっている。配置基準を見直し、柔軟に対応できるよう兼務が可能になるようにしてもらいたい。

特別養護老人ホーム

「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修」（50時間研修）について

喀痰吸引等研修に応募しても受講要件（各施設1名、先着定員等）により受講できない（断られる）実態がある。特別養護老人ホームにおいて入所要件が要介護度3以上となるなど、介護度の高い入居者の割合が高まるとともに、施設において看取りを希望される割合も増加傾向にある。特別養護老人ホームの重要な機能として「看取り」があるが、喀痰吸引等研修を受講できないために、その役割が十分に果たせない。また喀痰吸引ができる介護職員の負担ばかりが増えることにつながる。

このような状況の中、国においては、たん吸引等医療的ケアを踏まえた配置促進が重要であるとして、平成30年度から「医療的ケア提供体制加算の創設」を検討しているところである。

喀痰吸引等研修について、希望者100%受講体制整備を実現していただきたい。実現困難であれば、初年度において各法人・施設で養成を行った方法を復活していただきたい。

「介護事業所の認証評価制度について」

京都府や広島県などで先行実施されており、国も「認証・評価制度」について、平成29年度までに全都道府県での実施を目指してきた。介護人材確保について求人事業所と求職者のより良いマッチングが期待できる。少なくともブラック介護事業所は認証・評価されないと思われる。

やまぐちの魅力あふれる介護職場宣言事業所（認証評価制度）について、平成30年度より運用できるよう体制整備に努めていただきたい。

「支給限度額ありきのケアプランについて」

サービス付高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム（以下「新たな住まい」）は激増し、例えば下関市において2,500戸（床）を超えています。数のコントロールが必要ではないか。また、利用者の希望（ケアマネジャーが変更となったり、これまでのサービスが使えなくなったり）に応えないばかりか、アセスメントが適切に実施されていないなど、求められるケアマネジメントが行われていない例も散見されます。小規模多機能型居宅介護のような丸めの介護報酬はともかく、支給限度額ありきのケアプランが横行している実態があります。適切な指導をいただきたい。

軽費老人ホーム

「介護職員処遇改善加算について」

昨年度、介護処遇改善加算の要望に対して、「現行の国の制度上、介護保険施設以外が対象とされておらず、県独自で制度を作ることは困難である」との回答であったが、県として、介護保険施設ではない軽費老人ホームの介護職員の実態をみていただき、是非、県独自で制度を作っていただきたい。

「事務費補助金制度について」

事務費補助金は軽費老人ホームの経営上必要不可欠な財源である。

事務費補助金の本体部分及び各種の加算金について減額することなく、「事務費補助金制度」を存続していただきたい。

「大規模修繕について」

軽費・ケアハウスは介護報酬もなく、老朽化する建物の維持管理に重大な危機感をもっている。このままでは利用者の日常処遇について、重大な影響がでかねない状態にある。

大規模修繕について施設整備補助金を復活し、入居者の安全にご配慮いただきたい。